#### 會學濟經學大國帝都京

#### 叢論濟經

號 一 第

溟

郥

剅

彥

巖

胍

雄

巻パ十二部

行鞭 日一月一年四和略

							_
明治初年大阪の御用金・・・・・・	交通事業の經營主體・・・・・・・		リカアドウの恐慌論・・・・・・・	明治初年の大阪の新工業・・・・・	包括社會學概念批判	営利の事業に屬せざる一時の所得…	
經濟學博士	經濟縣 博士:	十: 设 疑	經 於 出:	經濟學士	文 學 博 士	法 學 博 士	
本	小	大	谷	黑	米	浉	
庄 榮	島昌	塚	П	īΕ	田 庄	戶	
治	太		口		太	īΕ	

禁

新年

特別

號

轉

載

一二六

### 交通事業の經營主體

小島昌太郎

序論

三 交通事業の運營より見たる考察二 交通路の所有關係より見たる考察

五 建設資本の調達より見たる考察

79

交通機關の發達より見たる考察

八 獨占事業たる性質より見たる考察

#### 序論

る。今日に於ては、社會を構成する所の各人相互の關係は、何等かの交通機關を經由することな 変通事業といふは、交通機關を設備して、公衆の交通目的を達成せしむる所の經濟 事業 で あ

**通機關は各人の生活のあらゆる方面に交渉をもつて居る。その經濟生活はいふまでもなく、その** くしては、成立し、維持し、發展し得ざるものである。また、これを個人の立場より見るも、交

τ 政治生活、 交通 機 關 その社交生活、 0) 利 Ĥ 15 ょ ることな z の學 問 Š 生活、 Ċ 15 猼 その文藝生活、 る b 0) は な い o Z Ō Ø Z 趣味生活、 交通 機 凡そこれらの 腡 O) 完 成 b 岩 Ŏ) L 1:

liche 咏 は に於 į š O 交通 Betrieb) の下に 交通事 ŧ 車 ので 業 0) 健 業 đ 全な Ś U) 置 ح 經營につい 美に < る 發達 を可ごする ح £ ては tz. b 各 ዹ カ・ Ā b 0) 0) 生活 岩 は ñ L ¥ ζ 內容 杫 図 は 會 家 Ō そ 私人、 九 O) 地 實 Ł 方 に密接な 0) 自治 私營會 ` 構 體等の公共經營 战 さそ 畆 る關係をもつも 0 營利經營 O) 進 步 ሯ ľ (gemeinwirtschaft-(privaterwerbwirtō) 對 Ť Ü 重 あ 1, る意

in schaftliche Betrieb) の下に置くを可じする 12 あつては、 元 'nз 來 論 譢 交通 せら 4 い づれ 業 n ī tz Ġ つ Ø) 0) b b τ で رن ħ 1-これを公共の經營の下に置く 8 b 存在 す るのであるが、 か ۲ しゃ る間 退り 変通事業は、 ある。 を可どするか、 そのうちでも、 Ø 簡 題 または は、 重要なる經濟 私 的 最も古く 經 營 0) F j) a 車 Ġ 業

婚 0) (رَ な 置くを可 U) 加 Š 如 ζ, 通路 發達狀態に 通路 人工 上. どする 10 的 於 としての有 より か、 圕 H [定設備 3 ても 11 ح 動 į, 設 尨 ま ż ふことは、 運用 だたそ 備 O) 固 ح 定 (i) の勞務 解答を 設備 4 交通 0) 運 ح O) 3 機 0) 厢 結 12 の勞務 より 關 合 난 O) 成 ž こより成 種 さの 8 類 る 歽 性 b 質に 結 3 τ 0) 合 ŧ あ あ より Ø) ļ h 3 b あ ても異 成 交通 水 b 渖 る 及 機 鐵 b び航 翽 渞 る所であ 0 あ 0) (= 字 は 如 b ζ, 0) いるど共 郵 如 道 路 固 便 < 定 電信 ~設備 Ħ 橋梁 Ę 然 國 の ح 可 電 £ 運 艮 動 謟 縚 'nſ

Die Verkehrsmittel in Volks- und Sax, Allgemeine Verkehrslehre; 1) Staatswirtschaft, Bd. I., S. 113 ff.; Wagner, Sozialökonomische Theorie des Kommunikations-und Transportwesens; Theoretische Sozialökonomik, I Bd. 2 te. Abteilung, S .22 ff.; Borght, Das Verkehrswesen, 3 Aufl. S. 49 ff.

第二十八卷

第

婋

二七七

設備と運用勞務 この結合より成るものがある。 國民經濟の發達狀態は、 第二十八卷 交換の原則の下に於て、

一人の生活が如何に他人の生産物及び勞務に依存して行はるへか、 一地方の物質的繁榮が如何に の程度により

多くの、 て、これを觀察するこごが出來 如何に遠隔の、他地方の生産者しくは消費の上に依存して居るか、 る

交通事業の公營私營の問題は、 右に述べたる交通機關の種類と國民經濟の發達狀態とに、 關聯

して考察せねばならぬ。

# 交通路の所有關係より見たる考察

は 交通事業の經營に於て先づ問題となるものは、 その通路の所有 關係である。 蓋し、 通路の所有

その |通路上に於ける変通に對し、 獨占的勢力を及ぼし得るか らであ 30

交通路 **通路ごして成り立つた當初から、私人が占有の外に、** 品には、 その成立の初めより歴史的に私人所有權の範圍外に取り殘されたるものが あ

意識的者しくは無意識的に取殘して

即ち、

居 「るものである。道路、河川、海洋、 空間 の如きは即ちこれである。

þэ くの如きものは、 今日に於ても、 特別 の例外の場合を除き、私人所有權の下に置 か n な

τ

或は國家公共團體の領有若しくは所有の下に置かれ、

或は國家權力の外に置かれ、

公衆一般

公共利 に緊密 Ę 0) 伌 角 道 益 な に開放せられて居る。そして、 一の侵害 る変渉 泂 加 をも χ. 0) b 如 きに ふことを防 Ō Š ので あつ ては、 あ ぐ必要が 3 カコ 公衆 5 その然る所以は、 đ) ć の交通と離るべ ると n Ŝ が į, 私人の š 理 由 Ġ 所有の下にあ か 前述の歴史的事情に基くことの外に、 附加せられ らざる關係 て居 0 る場合に る。 ので そし あつ iż 往 τ 17 生 國民生活 Ō じ易 公益

更

ž

Ŀ

O)

理

由

は

道路、

γŋ

川を通路として利用する所の幾多の

種類の獨立

した

る可動交通機

關

<u></u>ታኝ

膉

12

酬 の 路 用 るら 如きものが、 赃 る 有は、 ŧΞ その通路上の交通に對して、 至つて益♪その根據を强くするに至つたのである。 私人の所有の下にあるときには、これを通路として利用するにつき支拂ふ所 支配力をもつことしなるものであるか それ は 前 に逃ぶ 6 るが 道 路、 加 Ÿ, か Ø) 河

報

垫

0)

ĴΪ

通

國家 占有することが 關係 これ 頟 ß 域 より ō 歽 原始 Ü 可動 ある海洋や空間は、 出来な 的 一交通機關の活動を害し、 交通路と異 いか Ş b その事實その儘に認むるの外ない 交通事 事實上如何なる國家の 業の運營上、 その發達を妨げるの虞があるからである。 技術 權 力も、 的に 通路 80 如 を特殊 何 Ć な る 個 0 構造 人の實力も、 に施設 また、 ,るの必

0) 砌 要あるも 所 有 ば 權 鉞 道 ば Ō ታ<sup>ያ</sup> 電信、 所 あ 有 ٥ ٥ 催 電話、 從つてそれらの Ö \_\_ 般 運河 的原則に基い Ö 如 to ĺ Ō τ のは Ú, それ その構造 そ Ō 設備 で あ のた る 13 臣 めに か 額 ( 0) 資 資本の投下をな Ó 如 本 きも が 固定 ŏ 12 せらる あつて した **ヽこどゝなる。** るもの は 4 0)

通

路

通路 ることしなるは言ふを俟たざる所である。從つて、その資本の投下者が私人なるときは、 は、 私 有 のものとなり、 國家その他の公共團體なるときは、 國有または公有 0) Š 0 ح その交 7<u>\$</u>

ある。 は全くなく、 道路若 しくは河 必ず多少の改善が加へられ、 その資本の投下者 川について言ふも、 は 國家岩 今日に於ては、 從つてその程度に應じて資本が しくは公共国體であるから、 自然のまゝなる姿に於て使用 道路 投下せら 河川 년 5 Ø ñ 如 τ 扂 ŧ η̈́. 3 ので

公益上の理由に うでは 國家若しくは公共團體が道路河川の改善に資本を投下するは、 より、 既にそれの所有と管理とがこれに屬するの結果として、 前述の これをなすのであ 歷 史上 一並びに

Ħ

國有岩

しくは公有なるの理由

ġ,

この資本投下の關係に基~が

如く見ゆるけれ

٤

質は

25

はない。 すなはち、 この場合に於ては、資本の投下が所有の結果であつて、 所有が資本投下の結果で

0) 國家岩 図 その道路を國有岩 しくは公共團體が、 しくは公有 Ø 原則 しくは公有さするは、 をごれる結果であつて、 新らたに、道路を開設する場合にありても、 前述の歴史上並びに公益上の理由により一 資本投下の關係が根本理 その開設費用を負擔 由となつて居 るので に道路

米に於て施設せらるへが如く、 自働車の高速力疾走の用に供せらるへ道路、 者しくは、 古くより

但

道路

のうち

にても、

般公衆の交通目的に供

せらるへのではなく、

例

ば

は、 愛蘭土地方にある所の私人若しくは一地域住民の娛樂遊歩のために構造せられたるも 資本投下の關係によりて私人の所有に屈するものであ رن `

如

Š

その事業の運營に當るに適するものが、資本の投下者たるべきものである。こゝに於て、 のにありては、その所有主體が同時に、運營主體としてその通路上の交通を司るのであるから、 ては、その所有を決定するものは、右に述ぶるが如く、資本の投下である。 鐵道、 運河、電信、 電話等の如く、 その交通路の所有につきて何等歴史的事情なきものに 然るに、これらのも 私は間

## || 交通事業の運營より見たる考察

題の第二段に入つて、変通事業をその運営さいふ方面より概察せなければならぬ。

あるが、こくに運營といふのは、この經營のなかから、所有と財政とを除外して、 とである。廣く交通事業の經營といふときは、 こんに、 | 交通機關を開設するについて要する資本を如何にして調達するかどいふことも含まれるので | 交通事業の運營として謂ふ所の運營といふことは、 | 交通機關たる通路の所有といふことも含まれ、 狭義に於ていふ所の經營と同 たゃその運用 ŧ

ĤΊ 作業といふのと、 方面 の經營のみを意味せしめんとするのである。平たく言へば、変通事業に於ける日常の活動 大體相似たるものである。

第二十八卷 一三一 \*\*

交通事業の經營主體

t

至

5

72

0)

ij

國民經濟が發達し、

經濟事

業が公的性質を帶ぶるに至つたことの

結

果

Ť

關

<

Ą ιż 右 本米 私 1: 巡 ĬĽ ū 혤 š 政 鮏 る 務 意 ۲, Ö) 咏 b 執 づ に於ける交通事業の運營に當るものとして、 行 n Ö が適當で 1z めに出來 ある tz か。 もので 國 家の Ð 30 機關 かっ ģ ` る政 また 務執 國家 國家岩 行 心に縁 機關 しくは公共團 属する所 12 るも めが Ó) 公共團 經經 一體と私 濟 計 體 - 業を營 人岩 U) 機

縦 私 い で、 ひ私 的 或 る 性質をもつに過ぎないものであ 人企業 多數國民の若しくは多數市民の生活上の利害に影響するものであるときには、 企業 の經營せる經濟事業の盛衰存亡が、 の下にあるにしても、 స్త 實際上は公的性質をもつものである。 併し、 その盛衰存亡が、 企業者一個の利害に止まるときは、 た〜に企業者の利害に止まらな そして、 か < 4 ę. Ō) n 0) 事 は單に 如 業は 〈

於ては、 椓 企業の ø τ 複 經營 雅 それ 13 カ۶ 3 する經濟事 形に於て連帶 大 規模の經營ごなるご共に、 業が、 的 公的 15 結合する 性質を帶ぶ Ū 至 他 方に þ るに至つた 於ては、 か < Ó 如 のは、 た大 各人 /規模 の生活が分業に 國民經濟 の經濟 0 5事業の 發達 よつて、 īΞ 施設に より、 民衆 相 方に Ħ. 0)

D-くて、 宛 糆 0) 經. 婚 事 業が 公公的性 質を帯 ኡ 8 13 至 りな 3 以上は、 その 事業の經營は、 面 ï 於

利

害

が

依

存

す

るの

程

度を増加

l

12

E

Ĵ

る

Ō

で

あ

うちに、 て經濟上の 幾許かの經濟事業の經營を含むに至つたのは、 ŧ ので ð ると 共に、 他面 に於ては 政治 Ŀ 0) b 他に財政上の理由に基くものもあるけれ Ŏ) どなる。 近 世國家に於て、 その 政 務 0)

τ, 最も多 またこの理由によるものも少くはない。 く公的性質を有するものであるから、 そして、 それが公營させらるへ 交通事業の如きものは、 の質例に最も多く富 上述の意味 に於

併し乍ら、 國家または公共團體が經濟事業を營むといふのは、 その本來の趣旨が公益の增進に

で

艠 棴 舉ぐるには適せざるものである。從つて、 を尊ぶを特色とする所の官僚的やり方は、 ゎ 3 る所である。 の機關が、經濟事業を經營して、公益增進の質績を舉げ得るや否やは、その經營能力の如何に だから、 **公營の結果が公益増進の質績を舉げなければならね。そして、** か の政務機關の内部に於ては階級的意識の强烈であつて外に向つては形式 經濟事業として公的性質をもつに至りたる 交 縫ひ威力的統治に適當であるにしても、企業的質績 國家または公共團 通 一の整備

である。 元水、 從つて、 私 人企業だ それ る例へ は經營能力をよく具備 ば會社の 如 きは、 經濟事業を經營するが して居る場合が 多 Į, 勿論、 12 めに 會社 初め Ø Ĵ 機關 ħ 存 点を構成し 在す るもの する

交通事業の經營主體

所の

域

は經營の手腕に富むものもあり、

或は經營能力の

頗

る低

劣な

るも

(ס

b

あるであ

備

して居らない場合

には、

**交通事業の國營または公營は却つて公益に反するの** 

が、

國營

または公營となることは縫ひ一般的に言へば、

ģ

國家

または公共團體の現實の機關

がた

~官僚的性質をもつだけであつて、

經營能

力を未だ其

結果となり易

**公益の増進に適すべき筈のものであつ** 

٠.

事

業

r

鏛 號

せら

第二十八卷

6 併し、 自然 はくべ、 淘 自由 汰の原則である。 ・競爭の下に於て經濟事業が營まるへ限り、 經營能力の低劣なる人員を以 從つて、 この情勢の下に於て存在 て組 敍 かせられ 經營能力に富 17 し岩 る會社は衰亡するは Ũ は新らたに成立す む人員を以て組 僾 廫 黻

るに、 國家者しくは公共團體の機關は、 前にも述べたやうに、 本派は 政務 の機關で ある。 從つ

常に經營能力に比較的に富むものであると見ることが

出來

80

る所 劣敗

Ø

私人企業は、

n

†2

5

争の す 經營に當つては、 ζ 2荒波に 成 國家生活の幼稚なる時代には、これを構成する人員も政務には練達であつても、 にもまれ τ 謂 は 尚ほ Ø る士族の商法である。 よく成功するが如き程度の成績を舉ぐることが 經濟 业 業の經營もやつてやれないことは素よりない。 獨占的法規の保護の下に於て、 出來 能率を るかどう 併 經濟事業の 問 か 超 Á は ځ 甚だ 串

IJ

鮵

業を經營することは、 宣ろ一 般的には公益を増進するに適 合しないものと言は なけ ń はなら 怪

Ĕ

足

る がで

ある。

故に、

國民經濟の未だ發達せざるうちは、

國家若

しくは公共的

體

か

~ 交通事

ĸ なると、 一つには、 國家岩 國民經濟が發達し、 これらの政務機闘も經濟事業で交渉する機會が多くなることへ、 こしくは公共熈體の機關にも次第にこの經營能力が養成せらるくことへ 社會の一般事情も進步し、 各種の事業が 團體的經營に移 もう一つは、 やうに 梻

-成人員に經濟事業を經營する能力を有し經驗を有するものが加入することへによるのである。

國

ては る所 Ļ 級に屬するも 民經濟が發達しても、 かも 政務 省の のである。 機關を構成する人員と、大規模の私的企業を構成する人員とは、いづれ 大臣となるが如 のであつて、これらは進步したる社會に於ては、事情により常にこの 例へは、 國家の政務機關さ私的の經濟企業さは勿論明かに別々のものではある。 べくに、 上の方で言へば、 また下の方に於ては、 野に在つては大會祉の社 屬僚と下級社員 その 長た 間 るもの を耳 も一國の 変力に に轉 が 膱 朝 智識階 出入す 1 在 るが

併

らる 國家機關や公共團 やうに、 \ 0) で 相 à 耳 12 に共通の 體 U) 機關 ė Ó どな 25 ... ることが多 へに初め Ĩ, ۲ その構成人員の素質の上より經營能力 か くの 如 くになると、 本來 は 政務機關 י געל で あ 植え付け 3 所の

-\$

會でな 影響するは、 に於ては提供する所の交通勞務の品質が惡くなるからである。 用に浪費多くして、 るや るが 砂に ・否やを早計に斷じ得ないものである。 †2 め けれ (K ば それ ĩ 交通勞務の對價收入を擧ぐるの成績である。この成績が劣等なるときは、 民 Ì۶ 交通事業を國營者しくは公共團體の經營の下に置 闘 私的企業の經營の下にある場合に比べて、 の經濟事業が、 その勞務上の能率も亦低劣なるがため、 大規模大經營のものとして相當各種の方面に於て存在する 何となれば、 經營が低劣であるならば、 果してより多く公共の利益に適合す 一方に於ては經費嵩むと共に、 殊に、 いても、 經營能力の その經營能力の低 如 何 交通機關 -が最 も多く の社 他 の運

經濟

一三六

第|號

する費用と、運用に要する費用とを償ふべきものであつて、これら總てが償はるこことを得て、 るものは、これを以て交通機關の開設に要したる費用の償却に充つると共に、 として存立し得べき交通事業も、そのため存立の經濟的基礎を失ふことしなる。この對價收入な またその維持に要

#### 四 交通機關の發達より見たる考察

初めて經濟事業としての存立性を保有し得るものだからである。

家若しくは公共機關の經營能力如何に多く關聯するものであるが、 人の生活利益は、 も多數人に、生活利益の增進が齎らさるくことである。併し、交通事業によりて增進せらるく各 への適合さは如何なることをいふのであるか。それは、受益者について言へば、最も一般的に最 右に述ぶ るが如く、 前にも述べたるが如く、生活のあらゆる方面に亘るものであるから、 交通事業の公營さ私營さ、 いづれが公益の増進に適合するか 更にこの場合にい の問題は、 ふ所の公益 固よりこ 國

ぶることは殆ど不可能であつて、自ら、交通事業そのものゝ方面より説明するの外はない。

**へに一々枚擧するここが出來るものでない。從つて、これが說明は受益者の立場より具體的に述** 

**交通事業の方面よりこれを言ふさきは、公益の增進は交通機關の發達で併存する所である。従** そのいづれが交通機關の

つて、公營と私營といづれが公益に適合するかといふ問題は、これを、

發達を齎らすか、さいふ問題に轉換することが出來る。

場所 來 の場所的障碍で時間 交通機關は、人、貨物、 從つて 的 障碍 ح م م م と |時 また各人の生活の總ての方面に於け 間 的障碍にを併せ克服する程度の大なるほど、 的障碍さを取り除くこさを目的さする設備である。 思想が一つの場所より他の場所へ移動するにつき、 る利益 の増進を幇助することが大であると見做 **發達したるものと見做すことが** 放に、 この交通 それに附着する所 機關 は 出

るに、 交通機 關 が場所的障碍を取り除くが 12 めに は 長距離に到 り得ること (Extensiveness;

こどが

出來

通 Ausdehnungsfähigkeit)、各方面に達し得ること (Ramification; Verzweigungsfähigkeit)、 に堪え得ること (Massiveness ; Massenhaftigkeit)、安全なること (Safety ; Sicherheit) の四つの 大量 の交

keit)の三つの條件が具はることを要する。そして、長距離に到り、 ligkeit) 正確なること (Punctuality; Pünktlichkeit)。現律正しきこと (Regularity; Regelmässig-各方面に達するには、 また連

條件が具は

るを要し、

また時間的障碍を克服するに就いては、

迅速なること (Swiftness; Schnel-

絡の宜しきを得ること (Good junction ; Verbindungsfälligkeit) を要する。

これらの發達要件のうち、 長距離に到り得ること、各方面に達すること、 並びに連絡の宜 L

を得ることは、 交通事業の経営主體 また 相合して、 *p*, の謂はゆる交通網 (Verkehrsnetz) なるものを構成 第二十八卷 三七 纬 號 するものであ 三三七

Vgl. Wagner, a. a. O., S. 2.; Aorght, a. a. O., S. 3. Vgl. Roscher, Nationalökonomik des Gewerbsleisses und Handels, 2 ter Halband, Cstuttgart und Berlin 1917) S. 444 ff. Vgl. Borght, a. a. O., S. 7.; Roscher, a. a. O., S. 444 ff.; Wagner, 1) 2)

<sup>3)</sup> a. a. O., S. 3 ff.

は

それ

かゞ

~各地

方の文化の發達に應じて普遍的に行き亘り、

且つ十分にその機能を發

がすす

るに

あ

も重

る

绾 一號 最

要な శ్ర この交通 枘 であ 網 3 の發達 そして、 が 即ち交通機關本來の職能たる場所的障碍 この交通網が、 一般國民若 しくは市民の福 を収 祉 り除くに付 と最 もよく Ü ての 淔

を見 స్త 然る るの可能があるもので、 Ē か・ くの如きことは、 多數の運營組織に分屬するほど、 交通網の構成が單一の運營組織の下にあるときに、 この理想に遠ざかるものである。 最もよく實現

一級といふは、

| 交通機關の活動の方面より見たる一體系である。| つの交通事業は| つの

運營組 つの交通事業は、 縦をもつ。例へば、 多くの 運營組織をもつこともある。 一つの鐵道會社 多數 の下にある鐵道事業の如きはこれである。 例へば定期船會社 が多数 の航 俳し、 路を經營し また

て居る場合である。 そ れ と共に、 の交通事業が一つの運營組織を共同 してもつ場合も

で

ある。

例へば連絡運輸協定の下にある多數鐵道事業の 交通 綗 か 多數 の運營組織に分屬するときは、 交通網 如 きがこれ の重複 を來すと共に、 それの機能に於て分

裂を惹起することへなり、

交通線路が局

部的に徒らに

稠密なる所さまた不當に稀薄な

る所

とを生

Ų 殺 b らその **\**こど\なる。 の稠密な る所に於ても、 それば かりでなく、 それが異 か る運營組 ( 0) 如きは、 織に属する結果として、 利用 效果 は 甚だ減 に拘は

1 社會の資本を能率思く投下したるこさくなり、而も陸上の交通事業にあつては、 それが資本

6

の固定的投下であるがため、 寧ろ國富の浪費とも見らるべき結果を呈することがあ

信 なも 7 電話、 海運 Ō) もある。 0) 交通機關 郵便 加 さは 例へ の如きは主として全國的 には、 ば 主として世界的國際的であるが、 電車、 地方的局部的なものもあれば、 自働車 の如きは、 なもので、 專ら地方的局部的なものであ 同 また 時に國際的性質をもつて居る。 全國的なものもあり、 國內的地方 的 Ø もの ક る また世界的國際的 Þζ あ 銊 道、 T.

は今日 0) 動 亘つてこれ をな 郔 他 便境 界的 Ü 國際 「城を形成」して τ を買 は 郵 便 郵便ご電信 竹 は の交通機關に ---の運營 國際條約により「萬國郵便聯合 國際 組織 どで đ) して、 的活動をして居る。 の下に置き一つ 3 Z その交通活動の簡單劃 U) うち電 の交通網を形成することが 信 は (Union postale 國營ご私營と るもの 0) universelle) 連絡 は 出 0) 範圍 水 その交通 る。 の名称 內 13 か 於 領 ζ. 峎 の下に單 7 0) 國 如 の全般 際 å b 的 活 0)

でか は Ġ 國 のにあつては、 併 權 ő し作ら、 O) か 及ば カコ 世界的 7; < Ċ Ò 所で その交通網を單一 如 國際的 きことは、 あ స్త の交通機關にあつても、 故 10 私 人企業 カコ なる運營組織の下に置くには、 < 0) 如 としてはその資力の及ばない所であり、 きも のに 海運や鐵道の如く、 あつては、 その交通領域の全般 統 一的經營によるを要するの 交通活動の複雑多岐なる 國家 に亘つて、 企業として 單

運營

紐

紪

0)

交通

綗

を作

るとい

ふことは、

今日に於ては、

全~企業的計

盐

(O) 外

一號 に存

す

ろ

舻

Ţ

あ

第二十八卷

一三九

爭.

一三九

交通事業の經營主體

その こ の 錐 ð () 欠點 結 果 12 を補 ٧ -他界的 i n これらは、 ፉ て居 には交通網としての重複もあり、 「國際的の交通網のうちの各一部分に於ては、 るも 自然、 0) カゞ あ 多數の私人企業及び公企業の併立的經營の下にある 3<sub>o</sub> 定期船 |事業に於ける海運同盟 缺脱もあり、 企業家同盟(Cartel)の またその機能 (Conference) がこれ の分裂もあるを発れ の外は 組織を以て、 7 ない。

作 ものである。 運を作つた にあつて活動するを特色とするものである。従つて、 あつて、 う得な 4 凾 餡 特定の通路に於て一般的な交通需要に應ずるものでないから、 £ タキ b ŤZ この點 Ō) は シ營業の如きものは、 刲 がある。 方 に於て國家若しくは公共團體の如く、 的なる変通機關 例へば、 我國舊來の人力車營業や駕屋業、 1 = 個 あつても、 々の場合に當つて一々異る所の交通需要に應するもので そ の 比較的小規模な經營の下にあるべき性 通路をして一 企業主體の性質上大規模經營を本質 または近來世界的 定の組織をも 寧ろ組織的な変通網の外 رّ 所の に背及 交通 の機 質 0)

ある 場合に於て、 するもの 併 所 し乍ら、 の交通 交通機關の發達要件を完備するの理想に近づくゆゑんであり、 **〜事業となり得ないもので、** 茍 **寧ろよくその交通需要を充すに適するのである。故にかくの如きは公營問題の** 鄞 <u>\$</u> 業であ 定の 通路をもつ所の交通機關 小企業である所の私 にあつては、 人若しくは私立會社の經營の下に その通路を組織 公益 |の増進に適合する 的なる変通 網 外に とな あ [海運同盟論]第三章、

すは、

1) 2) 「海運賃率論」第一章、

Ō

ĸр

ば て可 ij る変 る。 n T 年 Ó 右 公益 企業 多數 通 度 能なると共に、 統 i: 交通事業の經營主體 逃 網 計 的 一の增進に最も適する所であるが、 ふ ħ\$ 誰 O) 運 作 かず 企 るが如く、 採算 營 成 齓 |業が競爭關 糿 ħ 幅 らる 織に 上有 Ļ またか 施 複雑多岐なる交通網を統一的に構成して、 利 よりて經營せらる場合に於て、 **\こと\なる。** 設 倸 ど見込む 計 **へる交通網の完成は統一的なる經營の下に於てのみ出** の下に於 盘 か 路線 重 複岩 て交通事業を營み、 故に、 より施設計畫を進め しく かくの如きことは、 この點 は缺脱 す より言へば、 最もよく交通網完成 ることを避 第二十八卷 それらの經營が分裂せる場合 ることし 單一なる運營組織の下に於て初 交通事 け難 その機能を十分に發揮せし 73 四 () るから、 業 は、 從 0) 第一號 理 つて、 單 圣般 想を實現 兆 經營 不完 的 得 四四

Z

んである。そして、交通網を構成するものなる以上は、

を地

域

的

12

且

っ

8学

問

的

に頗

る周到な

る

計畫を以て

行

ふこどを要する。

謂

は

Ø

3

年

度計

衋

(Zeit-

0)

Ť

l:

置

くを以てまた最もよくその機能

を働

7)3 U

めることしなる。

殊に、

交通

網

O)

完

成

Ιţ

in

前述の如く、

これを單一なる運營組織

於て初めて、

巨大なる資本を要する交通網

の完成も

可能

ح

1;

Š

。 の

Ť

あ

þ

Ħ

つこれ

ï

投下せら

ź.

カコ

<

0)

如

き計

쾁

め

F

Bauplan) と施設計畫(Linien-oder Streckenplan) の下に於ける施行であ

გ

Š

所

Ø)

巨大なる資本

ģ

最も有效に活用

せらるくこどく

な

3

Ø)

て

ぁ

ج ه

に近 に於 具な すれ , あ 1)

全不

4

3

Ō

1:

貔

绕

には、

3

所

τ

Ū

3

ልኃ

ねものである。 交通機關の 然るに、 換言すれば、當該交通事業の獨占の下にのみ望み得る所である。 單一經營の下に於ける統一的運營組織を作成することは、 發達を促進するに適し、 結局 **公益の増進に適台するものであるさいふことが** 卽ち獨占運營に外なら

には、 **強達を阻止することへなり、** 5 早計である。 を以ては、交通網を構成する交通機關は、常にこれを國營若しくは公營とすべきものと斷するは の主體となることが、公益の増進に適するものであつて、利己的なる私的企業がこれに當る場合 故に、 この資本を調達し支配し得なければ、それがため却つて交通網の完成を遅延し、 獨占の地位を逆用して却つて交通網の完成を怠るの危險がある。併し乍ら、未だこれのみ この獨占さいふこさだけから問題を考ふるならば、國家若しくは公共團體が、この事業 何ごなれば、かくの如き交通事業は、前述の如く互額の資本を要するものであ 從つて公益の增進を害する結果となるからである。 放に、 **交通機關** 私は、 るか

### 五 建設資本の調達より見たる考察

n

より問題を一轉して、

**交通事業に於ける資金の調達並びに財政について考察するであらう。** 

るものごがある。前者は専ら地方的局部的の交通需要に應ずるもので、個々の場合に當つて一々 交通機關のなかには、 小額の資本を以て調達し得るものと、 その施設に巨額の資本を必要とす

異る所の変通勞務を提供するものであるから、 に於て經營能力を具有するならば、國營若しくは公營を以てするを適當とするのであ よくこれが完備を望むことを得、從つてその點より言へば、 ある。然るに後者は、 れを經營するを以て、 組織的系統の交通網をなすを要するものであるから、 世間の交通需要に適するものである。從つて、 前に述べたるが如く、 前述の如く、 これは既に公營問題の外に **寧ろ小規模の私的企業がこ** 國家者しくは公共開體 獨占の下に於て最も

bs ば却つて公益 ~: 出來す、 12 |建設に要する資本を調達し支配 る所 また、 %の經營能力を有することを要すると共に、 の増進を阻害するの結果となる。 12 **ゃこれを不完全に調達し支配し得るに過ぎないのに、** し得る地位 にあるのでなければ、 校に、 この事業に要する資本を調達し支配 **交通事業の國營若しくは公營には** ت 0) 耶 强いて、 非業の經 その 營に當ることが 經營に 得 前

併し乍ら、

かくの

如き事業の經營は、

前逃

が如

ζ,

巨額の資本を要するもので

ある

から、

i h

に當れ

旭

位

にあることを要す

併

勿論、

國家

|若しくは公共團體が、現實にそれに要するだけの、蓄積せられた

る資本

るの

10 述

共團體に於ては、望むこさを得ざる所である。 を保有し居ることを、 これを何らかの方法によつて新らたに調達し得れば、 要件とする譯ではない。 故に、 かくの如き蓄積資本の存在は、 所要の資本は、 固よりそれにて可なる譯である。 國營若しくは公營の場合に 近世國家並びに公

交通事業の經營主體

四三

四四四

關

**4**i

第二十八卷

國家若しく あ は公共團體は、 る カコ Ġ その 謂はゆる公經濟 必要の經費は、 これを租税を以て調達し得るも (öffentliche Wirtschaft) 若しくは强制 Õ) τ ð 經濟 80 交通

岩 0) しくは公有となつて居つて、 にて 前 Ë 述 べける るが そ の) 如 ζ, 使 甮 各 報酬 人の日常生活と不可分 を個 k Ó 利用について取 Ó 關係 C 立て得ざる あ 5 H. 一つ歴 かず tz 更 Ø تَ 菂 無償 E 國

つる 體が租税によつて、 用を原則として居る所の一般道路 の外なく。 また 經費を調達し得る額は、 「實際に於てもその方針で經營せられて居る。併し乍ら、 の如きもの Ú 國民若しくは市民の納税力の限界を超え得ない その 改良、 維持 O) 費用は、 國家者しくは公共團 租税を以てこれ Ġ

尤

使

事實 なる 事業 は言ふまでもない。 殆ど餘裕を剩して居ない。故に、 の開設に要する巨額の全資本を、 そしてその限界は、 歴史的事情にある道路の改善維持の如きを除いて 時に租税として徴集し得ないことは、 近世國家に於ては、大抵、 政務經費 の調 特に説明を要 莲 ιĵ tz めに

は公共團 故 國營岩 體 かき その しくは公營の場合に於ける、 信 |用を以て調達することを得れば足 交通事業開設に要する資本は、 ځ. 卽 ţ 將 水に償還するの これを、 國家岩 計 盐 E

基

せざる所であ

要する經費を調達し得るものである。 à 公偵 より Ź 般公衆 より、 必要の資本を集め得るならば、 これによりて交通機關の開設に

は、 は、 ずるのであつて、 を要するものに ģ 要者が、 多寒を異にするものである。從つて、この種の費用を要する交通機關にあつては、交通勞務の需 る。これが運營の姕用であつて、それは、大體、 の勞務に移されて行はるゝものであるから、その勞務を構成する所の物的及び人物の費用を要す に費用を要するだけであつて、その上に於ける交通行爲は、 てこれに充つべきものであると見做されて居る。 べきもの **〜 所であるから、** 今この點について少しく考察するに、 殊に交通事業として經營せらるゝものにあつては、いづれも各交通行為は、 ら國營若しくは公營の場合に於ては、 點に於ては、 その需要する所の各個の交通勞務に應じて、 へられて居ることである。 ありては、 理論上、 運營の費用なるものを要しないものである。併し、その他の変通機關にあつて 般の道路の如きとは異り、有償使用の原則の下にあるべきである。 然らざるべからざる筋合のものではない。 その建設維持の經費も租税を以て調達するは不可であつて、 殊に、 **")** • の歴史的に存在する道路の如きは、 その開設に要する資本は、 **交**通事業のうちにても、 提供する所の交通勞務の品質に分量とに應じて 併し これを負擔するを以て正當とする。 カゝ < Õ) | 交通需要者各自の費用を以てなさる 如 きは、 質際 建設費の外に運營の費用 上の事情 必ずこれを公債に その改良と維持と **交** 通機關提供者 の必要より生 公債を以 少くと 仰ぐ

四五

第一號

四江

但

こくに交通事業の國營若しくは公營の場合に於ける資本の調達について注意すべき問題

が て、 てこれを負擔するが正當であると見做 旣に、 各需要者 交通 の負擔ごする以上は、 機關 の提供に要する經費の一部、 建設費及び維持費も亦、 されて居 換言すれば、 特別の事情のなき限り、 交通勞務生産費の一 部 需要者に於 12 る運營費

ځ و

運營費を要する交通機關、 例へは鐵道、電信、 電話の如さものにあつては、 i n を図 その

擔じなることなき、 **建設費も一般の場合に於ては、國民または市民全體の負擔に歸すべき租税を以て調達すべからざ** 若しくは公共團體が經營するにしても、 p) そして多くの場合に於ては、この公債は一般會計で區別したる特別會計に於て取扱はれ、 るものと見做され、將來に於ける收益を以て償還する所の公債に仰ぐべきものとせられて居る。 る公債は、 他 の政務に關する公債で區別 特別會計 の收益を以て、 それは有質使用の原則の下に行はるくことくなり、 して、 その元利の支拂に充てらるべきものと見做されて居 生産的公債さいは 'n 般國民または 市 また Ř の負

z) s

讎 道 電信、 電話 の如き交通機關にありては、 縦ひこれを図鷽さするも、 交換 の原則 Ö 上に組

శ్ర

緻 せら n 12 3 經濟社会 會にあつては、 右の 加 ζ, **交通勞務の需要者が、** その勞務生產費を負擔すべ

れを一般租税によるべからずとなす理由は、 きは當然 0) 事 楠 τ あ Z 併 Ų 更に よく考 へて見れば、 理論上に於ては見出し得ない。 その故を以て、 i n かへる交通機關によ カジ 建設費も亦必ずこ

路が租 は の關 らば、 達するが である。故に、 それだけの課税餘裕を有するものなく、 (係にあるものと見るべきであらう。 たぃ、 理論上、 |税によつて造られ、開墾灌漑に要する費用が租税收入より支辨せらるへこどあると、同様 便利であるから、 これを租税收入を以て充當して差支ある譯のものではない。この點は、 その運營費はともかく、少くともその建設費の如きは、國民に負擔除裕があるな 租税を以てかくる交通機關の建設費を調達するが如きは、 他方に於ては、謂はゆる生産的公債を以てこれを調 寳際に於ては、如何なる國に於ても、一方に於て 問題ごなり 或種

りて生ずる利益は、直接には、その利用者の享くる所であるけれども、

間接には全國民に及ぶ所

の道

得ないのである。

くて、

巨額の資本を固定して交通網を構成するの必要ある交通機關にあつては、

その國營者

する場合に於ても同樣である。その譯は、國家にしても公共團體にしても、 b 上より見て募債額に一定の限界を設けなければならぬからである。故に、 しくは公營の場合に於ても、 のではな い。それは、 に仰ぐ場合にありても、 縦ひ. これが建設費は通常は公債を以て調達することへなる。併し乍ら、 **將涨の收益を以て償還せらる乀所の、謂はゆる生産的公債を以て** 所要の資本は、 必ずしもその任意の必要額が調達し得らるる 縦ひ、 財政信用を維持する 生産的公債であ

交通事業の經營主體

一四七

**第一號** 

一四七

四八

第一號

または公

共團 つても、 盟體は、 その全般的財政狀態より見て、 一般會計 より區別せられたる特別會計さして収扱はるへに その旣に發行せる全體の公債が旣に或額に達し居ると Ĺ. ても 國家

これが發行を差控えねばならぬのである。

n **h**a 餱 は に發行せる全體の公債が如何なる額にあるときは、 固より一概にその標準を指示し得るものではない。かくの如きは、 國民經濟 の發達狀態

生産的公債もその發行を差控えねばなら

比較である。 さ認 13 より、 むべきものは、旣に發行せる公債の條件さ、新らたに發行の交渉の下にある公債 利に向 また この比較が良好に向ひつくあるならば、 既に發行せる公債負擔の種類によりても異る所である。併しその最も主要なる指針 ひつくあつて、 民間の社債で同様でなり、 **尚ほ多くの發行餘力を有する譯で** または外債の場合に於ては、 の條件 あり、 ことの

次

第に不 L ŊĴ は緊急の場合を考慮して、 る図 枚に るを以て賢明なる公債政策とするものであるから、 「の公債條件に接近しつへあるどきは、 生産 的公債であるといつても、 平常はその政務公債(不生産的公債)につい その發行には自ら一定の限度あるもので 公債發行可能の限界に達した この點に於ても生産的公債の發行には自 て發行可能 8 ر ا の餘 あり、 は な 裕 けれ より劣等な を殘存 ŧ ŤΖ ば 國家 なら

4

くの如く、 運營費を要する交通機關を國家若しくは公共團體が初めて開設する場合にありて ら一定の限度あるものさいはなければならぬ。

收益 财 0) 隨伴して、若しくは、 合と同様に公債によるか、然らざれば旣成部分の事業より舉ぐる收益を以てこれに充つるの外な 12 は、 延事業が、 於て達成せらる~の外なきものであ きものである。 せる交通機闘の擴張をなし、交通網の完成をなさんさする場合に於ても、 政 ]į; 述ぶ その建設費は主としてこれを公債によるの外なきものであるに拘はらず、 が交通機關 の許す範圍 業の既成部分より生す る かっ 國營若しくは公營の下にあるがため、 如 ( 故に、 丙に の發達を阻害するの 一定の發行限度のあるものである。 あ 國營者しくは公營の場合に於ける交通網の完成は、 るか、 それに對する社會の需要に隨伴して達成せらるくといふよりは、寧ろ、 る收益 若しくは、 一分範圍内、 3 結果を齎らすことはないが、 : n 放にその擴張を要し、 に加 また 却つて、 ふるに公債發行可能の限度内に はその事業のために發行 また、 **交通網の完成が遅滞せらるへの結果と** 國家若しくは公共團體が、 完成を必要とす これに反する場合に於ては、 し得 そのもの、必要程度に その財源は、 か Ś こる公債 ある の程 へる公債 度が、 間 õ, 限度 朋 旣 設 ïΞ には右 右の 經營 内に の場 一般 交

そ 初めて開設 に於て、 全國的若しくは地方的に廣汎なる範圍に亘る所の交通網を構成する所の交通機關 するには、 その普及の迅速を計る點より言へば、 **寧ろ、これを私的企業の事業と** 

第二十八卷 一四九 第

躭

一四九

交通事業の經營主體

なる。

避け する方が適 難 į, けれども、 初で ある。 その各企業は各ゝ適當なる地域に於て事業を計畫し、 然るどきは、 私營の多數企業の併立となり、若しくは對立となるの傾向は 株式岩しくは 麉 償 12

は 0) þ 般 適當 萷 返述 的 ! 普及には寧ろ適合することへなる。 なる方面 べ 12 3 ታን より資本を集めることへなりて、 如 ζ, 全般的に觀察すれば、変通網の重複と缺脱並びにその機能の分裂を惹 然るに、 容易に事業完成を見ることを得て、 ינל くの如き交通機關の併立的私營の場合に 交通機

關

Ĵ

は 故 交通 國家 の最高政策として、 岩しくは公共團體 (1私營獨占の弊害を避くるため、 か か \ る交通事業の經營を私的企業をして當らしむ る 交通網 の重複缺脱を甘受して、私 場 合

12

tz

獨

起すの危険が

あり、

それはまた公益に反する事柄である。

的 め 企業 定 相 0 瓦 地 の競爭を認 域に於て、 むる主義をとるか、 特許制度の下に獨占企業を認むるの主義をとるか、 ロ交通網の重複缺脱を避け、 且つ競争の弊害 若くは、 (ハ) 地 を防 域 的 ("

務大臣 占の は を確定せねばならねここへなる。 なくして、 特許を認 ノ特許ヲ受クベシ」と規定するけれど、 寧ろいの認可主義である。 めず、 單に交通網の整頓調節を計る目的 我軌道法は「軌道ヲ敷設シテ運輸事業ヲ經營セ その謂はゆる特許は、 より認可主義をどる 右のいの主義の獨占特許で ゕ ت (ن ン ト 何 ス n ル者 カコ の主義 えま

右

に述ぶるが如く、

交通網の構成が、

私的企業によりて行はるく場合には、

建設資本調達の上

1) 机道法第三條。

ġ 業 寧ろ一 30 0 ど全く經濟界の景氣變動によつて左右せられ、 迫せるときは集め難 融事情によつて左右せられる。 うち は 繰延に繰延べ ð 併しこれも必ずしも常に然る譯のものではない。 般的 (に完成) ri 0) 景氣 交通 する筈で を重 網 また יי) יי) の構成が 扣 は投機的 めつても、 從つて、私的企業による所の交通機關の構成に要する資本の調 ろ ħ5 如 好景気の場合に順 きは 金融市場の情勢が緩慢なる場合には、 景氣 建設事業 珍らし がこれ を支配 くない所で の進行 甚だしきに至つては投機的景氣の支配する所でな る樂觀 Ļ は そ (1) : 0) đ, 的に計畫せられ、 私的企業に於ける資本の調達は、 సే 結 年度計畫が指 果 į, 1; 好 景氣 ときとしては かっ 導 豫定に於ては、 かき **へる資本は集め** 去 りた 75 60 中絕 3 7: 後 は *†* は せらる < 知 達 易 仕 建 少年月 間

より見れば、

國營岩

しくは公營の場合に比して、

その

・普及完成が速であるの利益が

あ

3

H

n

٠.

の金

殆

逼

どな は 危險はない。 ņ 組 往 織 k 的な 從つて一 兖 ñ 放に、 る変通 錐 į, 朝恐慌 所 國家 綗 T が完成せらる あ 著 の襲水 S けれ しくは公共團體に於し、 <u>ځ</u> د à Z ě くことなくして、 而も、 私 的 i n 企業に於 it 假に豐富なる資本を容易に調達 あ 謂 うて ij は る ιg は ь: 投機 る半身不隨的現象を呈する 如 ζ 的 事業 景氣 計 () 造が 左右 て影響せらる せら 根 本 し得 的 3 15 くこさ

とすらあ

國家岩

L

は公共圏

雘

の事業に於て

Ŕ

年度計

畫が經濟景

鉱

の趣動に

J

<u>ر</u> ح

は

殆

るも

至

る

Ō)

破

嵏

せら

交通事業の經營主體

5 的 Ŧij. b 企業として行は 業 るならば、 國家者しくは公共團體は、 رق 初 婟 堋 民 經濟 ľ 於け 右 ï Ü Ś 泚 しむるを寧ろ適當とするのである。 發 漟 企業 汰 から る 翽 尙 危 13 係より言 險 幼 は 前 稚 なる場 述 國家財 忈 の三つの主義 j, 谷 政竝 交通 12 は Ü 網 ĭ <u></u>ታ のいづれ の完成は國營若 地 < 方 攸に 0) 财 如 政 例 か きは望 Ō へは、 によりて、 確質 3 しぐは公營とすべ 化と 難き 鐵道 交通 相容 所で の如 網 'n あ きものは、 ると共 の完成はこれ ざるも きで Ō 多くの國 かち あ あ か る を私 H るか 8 n

# 六 獨占事業たる性質より見たる考察

12

於ては、

當初、

私的企業として、

その交通網

が構成

を初

δ'n

たものであ

#### 公營私營の問 題は、 交通 韭 業特に 交通 繝 を構成する交通 事 業が 獨占 訓 業となり易き點

必要上、 要す 祭せ では 1 うるも な 12 ば 競爭 なら 剚. (ノ)で 歷 够 ń は激烈 あ 史 Ŀ. Ŀ 3 U) 獨 カコ 卽 U) 事 占狀態を來 ごなり、 5 ち 핰 ī 交通 が説 競 崩す ŋ, 網 併立 4 を構 爭 る所で 者 Ø 相 47, 妼 る企業 Ē -Ħ. あ đ) U) る 損害 30 30 所 0) زن 交通事 か Ŀ を深 闐 n < 12 竸 は 刻 U) 爭 業 如 ならし き自 12 的 は 10 ١, 1-經營せらるト場合に その 曲 Ŋ 說 理 その 建設 爭 論 Ŀ Ξ. 義 說 結 1: の下 朋 牃 巨 は塗し 額 Ü 得 U) 資本 成立 8 妥協 は 顶 する で を固定す 貧 E あ 一獨占は、 湋 本 3 ば 摌 くこと るを 譃 かゝ h

經營上一定の義務に服する特許獨占の場合よりも、

その弊害の大なるも

() b

ある。

1) Wagner, a. n. O. S., 24.

2) Ref., Acworth, Historical Sketch of State Railway Ownership, Ch. I.

よりも考

τ 企 řz 認可主義の制度は、 業 相 Ħ の競爭を制 止し得るもの 單に交通網の整頓調節をなすの效あるだけのものであつて、これ では ない。 そは交通企業なるものは、 最初、 相 Ħ. に競 によ 爭關

係

V)

扩

か

0

tz

ð

0)

ķ

交通

路

の

延長によつて、

競爭關係を惹き起すもので

あ

3

からで

あ

逐に 7 妥協に H 競 爭 關 1 係 る いを發生 獨占に導か すれ ば る \ b 資本を固定することの U) であ る 放に、 : h 巨大なる事業であるがた 5  $\vec{o}$ 翮 仔 より 見れ ば、 巨大の め 萷 資本 泚 0) ميز 如 固定

して交 るも ŏ) 並 と言は 網 を構 13 成 H đ 'n ΙĽ Ś なら 所の交通 事業 の私營は、 いづ n の場合に於ても遂に獨占 こな Š 0) 傾 闹

1-

đ

私

的

企業

0)

獨占は、

競爭の

結果

どして生ずるも

のに於ては言ふまでもなく、

國家監

贅

の下に

あ

政の確 であ ζ る特 3 交通 許獨 <u>څ</u> 賃性 占の 方に於て、 網 放に國家若しくは公共團體が、 ど相容れない間は、 の完成に當るに適しない間。 場合に於ても、 國家公共團體 これを公的獨占に比ぶれば、 前述の如く、 が國民經濟 若しくは、 その 私的企業をしてこれに當らしむるの外は 經營能力の點に於て、 の發達と共に次第に經營能力を具備するに至り、 企業危險が不確定であつて國家公共團體 公益 の増進に適合することの少きも またその資本調達 0) ないので 點

0)

妼

đ

於

Ō

第二十八卷 五三 第

て財政の確實を害することなきに至るならば、

且つそ

Ō)

企

業

危險も確定し

交通事業の經營主體

12

 $\vec{o}$ 

В

政

的

信

崩

ò

加

11

ると共に、

他

方に於て

は

私

的

企業によりて交通

綱

も既

に完成に近づ

à

ŧ

圆

家

岩

は公共国

體

五三

一五四

ざ 引 異 は しくは公營に轉換 揽 曩 所要 に私 12 旣 存 的企業をしてその經營に當らしめたる交通事業を、 の資本は、 企業 すべきであ に公債を交付することによりて調 これを 國內 る。 殊に. رن 般市場若しくは外 この場合に於ては、 達し得る 國 る 市 Ō 場 新 で に水 5 12 國營に轉換し(Verstaatlichung) 若 あ S t に交通機關 カコ る ので 5 頗 は を開設 る容易 な 經營 に行 する場合と は O) n 轉 得 換

我 図 か 現 行 鐵道 國有法に「一般運送ノ用 = 供 ス n 鐵道 ۸. 總ラ國 プ所有 ŀ ス 但シ 地方 1 交通

る所

T

あ

ヲ

賠償保証 よつたものである。 Ħ 的 證の方法として、 ŀ Z, ساد 鉞 道 また、 ノ限ニアラス」と規定して、 戰後 獨逸聯邦の鐵道は、 か くの如 くに取扱はるゝこさゝなつたもので、戰前に於ては、 今日一私的企業の下にあるけれども、 鐵道 || 國有 の原則を實行したのは、 in この は戦費 方 我 法 國

る に公益 tz 旣 ξ 國家若 由により、私設または公設鐵道 しくは公共團體が、 經營能力を具備し、 資本調達の便宜を有す して居つたので

の買上げによる國有化を實行

あ

同様

上の

理

交通 Gemeindeübernahme) さして之を行ふべきであ 網をなす所の交通 機關 z 開設する場合には、初 めより國營若しくは公黌(Staatsübernahme 郵便は、 の國に於て、 陸 上電

る。

總て

oder

ŧ

電

話

は北米合衆國を除く殆ど總ての國に於て、この趣旨の國營であり、

- 大都會の市街鐵道がこの る場合に於 信 灰 Œ Wagner, a. a. O., S. 25., Borght, a. a. O., S. 1) 2) 鐵道國有法第六條。 3)
  - Wagner, a. a. O., I. 25.

的獨占よりも公益の增進に適合しないことを、 趣旨の公營なる例は頗る多く見る所である。 かくの如きは、いづれの國に於ても、 12 いに理論の上からだけではなく、 事質に於ける 私的獨占は公

Ş

苦き經驗によりて體驗する所あつたからである。

完成といふことが公益に適合するものであ 構成する所の交通機關について存する所である。 交通事業の公營私營の問題は、 右に述べたるが如く、主として、巨額の資本を投じて交通網を るが放に、 かくの如き交通機關は、 公營私營の問題は、 ح (2) その凌通網それ自體 い つご n þ; 重複

脱なき所の交通網の完成に適し、

且つそれを速かならしむるかによつて決すべきである。

また

か

飯

Ö

は < き種類の交通機關は、 占さなるからには、 きである。而して、 の如き交通事業は、 **変通綱完成の遲滯による公益の損害は、私的獨占の弊害によりて受くる公益の損害よりも寧** 私的獨占と公的獨占といづれが公益に適するかといふによりても、 私的獨占の弊害が比較的少き國情の下に於て、 **交通網の完成を急ぐの理由により私的企業が許され、** 私營の場合には、 結局、 獨占ごなるの傾向あ るものであ またその弊害を蒙ること少 然らざる場合に於て るか દ્ 決せらる 均 しく獨

**ろ忍ぶべしとして、公的獨占の下に置かるへことへなるのである。**